

# 令和8年度茨城県消費生活相談員養成講座業務委託仕様書

## 1 業務名

令和8年度茨城県消費生活相談員養成講座業務委託

## 2 業務の目的

この業務は、消費生活に関する相談を担える人材を養成することができる法人に対し、消費生活相談員の資格取得に役立つ講座の企画、運営等を委託することにより、より効果的・効率的に相談業務従事者の育成を図る。

## 3 業務委託の概要

本業務委託は、「茨城県消費生活相談員養成講座」を開催、運営するものである。

### (1) 業務概要

本業務は、消費者安全法に規定する消費生活相談員の資格取得に必要な知識及び消費生活相談窗口で相談に従事するために必要な実務能力を習得するための研修（座学と通信学習の併用）を実施する。

### (2) 受講生の選定

受託者は、茨城県消費生活センター（以下、「県センター」という。）と協議の上、講座に参加する者を選定し、受講生（50名程度）の決定を行う。

### (3) 講座の内容

#### [受験対策講座]

（ア）受託者は、別紙「令和8年度茨城県消費生活相談員養成講座【受験対策講座】研修科目（案）」を参考の上、研修科目及び内容等を決定すること。

また、講座及び通信学習の内容について、受講生から不明点等の問い合わせに対して誠実に対応すること。

なお、研修科目等は令和8年度消費生活相談員資格試験の出題範囲を考慮したものとすること。

（イ）研修は、1日5時間で概ね10日間程度開催し、令和8年7月から9月までの間の土曜日及び日曜日若しくは土曜日又は日曜日のいずれかを組み合わせて実施すること。

（ウ）上記（イ）に加え、消費生活相談員資格試験（以下「資格試験」という。）の第一次試験合格者を対象に、第二次試験の対策講座を第一次試験合否発表後に1日間（1.5時間）実施すること。

### (4) 研修会場

研修会場は県内の会場を利用するものとし、受託者が会場の手配及び使用料の支払いを行う。

なお、感染症を予防するための対策を行うこと。

## 4 研修の管理運営

### (1) 受託者は、当該養成講座の実施に伴い、次の管理運営業務を行う。

- ア カリキュラムに係る講師の手配、連絡調整、旅費及び報酬等の支払い
- イ 受講者の選定及び受講者への連絡等
- ウ 研修当日の事務処理及び運営
- エ 県センターとの連絡調整
- オ 出席簿の作成、受講状況、受験状況及び資格試験の結果の把握
- カ 研修資料（テキスト等）の作成、購入及び代金の支払い

キ アンケートの作成、配布及びとりまとめ

ク 修了証の作成

ケ その他講座運営に必要な業務

なお、講師は各分野の専門家を招聘し、講師の選定に当たっては県センターと協議すること。

(2) 発注者（県センター）は、当該養成講座の実施に伴い、次の管理運営業務を行う。

ア 一般県民等への周知

イ 受講申込みの受付

## 5 その他

本仕様書に記載されている内容に疑義が生じた場合は、県センターと受託者が協議のうえ決定することとする。ただし、県センターと受託者との協議においても疑義が解決しない場合には、受託者は県センターの指示に従うこととする。

## 別紙

## 令和8年度 茨城県消費生活相談員養成講座【受験対策講座】 研修科目（案）

	講 座	時間	講師
1日目	国における消費者政策	1	
	茨城県の消費者行政の現状と行政の相談対応	0.5	
	消費者問題とはーその発生と現状ー	2	
	消費生活相談に必要な法律の基礎概念	1.5	
通信学習 1	問題集（1日目分）による自己学習		
2日目	消費者基本法と消費者庁関連3法	2	
	消費者相談に関わる法律知識（民法）	3	
通信学習 2	問題集（2日目分）による自己学習		
3日目	消費者相談に関わる法律知識（消費者契約法）	2	
	消費者相談に関わる法律知識（特定商取引法）	2	
	消費者相談に関わる法律知識（PL法、独占禁止法）	1	
通信学習 3	問題集（3日目分）による自己学習		
4日目	消費者相談に関わる法律知識（金融、保険）	2	
	消費者相談に関わる法律知識（割賦販売法）	3	
通信学習 4	問題集（4日目分）による自己学習		
5日目	製品の安全性に関わる相談に必要な法律知識	2	
	多重債務問題の現状と相談に必要な法律知識	1.5	
	表示の適正化に関わる相談に必要な法律知識	1.5	
通信学習 5	問題集（5日目分）による自己学習		
6日目	旅行・運搬・衣料品・クリーニングに関わる相談に必要な知識	1.5	
	情報通信サービス関連の相談に必要な法律知識	1	
	環境問題に関する知識	1	
	食品に関わる相談に必要な知識	1.5	
通信学習 6	問題集（6日目分）による自己学習		
7日目	訴訟・調停の手続きに関する知識	1.5	
	不動産の契約に関わる相談に必要な知識	2	
	個人情報保護に関わる相談に必要な法律知識	1.5	
通信学習 7	問題集（7日目分）による自己学習		
8日目	論文のポイント（小論文対策・模擬試験）	2.5	
	模擬試験（小論文）	2.5	
9日目	模擬試験（筆記）	2.5	
	模擬試験講評（小論文・筆記）	2	
10日目	面談のポイント（二次試験対策） (対象：一次試験合格者)	1.5	